

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

非常用食料品の購入

Q: 当社は、この度、地震、水害等の災害に備え非常用食料としてフリーズドライ食品を購入しました。この食品は、酸素を除去し缶詰にしたもので、品質保証期間は20年とされています。

この非常用食料品の購入費用は、減価償却資産として資産計上することになりますか。

A: 購入時に全額損金の額に算入できます。

【解説】

減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産で、用役を長期間にわたって提供しながら時の経過や使用のために徐々にその機能及び価値が減少していくものをいいます。

ところで、非常用食料品は、災害時に備えて備蓄するもので、原則としてその災害が発生するまで又は品質保証期間中保存されるものですが、減価償却資産の範囲には含まれず、その物質的性質からみて、一種の消耗品と認められます。

消耗品は、使用を開始した時をもって消耗品費として費用化され、貯蔵中のもので期末に未使用のものは棚卸資産として資産に計上することになりますが、非常用食料品の場合、非常時に備え所定の場所に配備することに意義があるものですから、配備した時に消費したと考えるのが合理的です。

したがって、非常用食料品の購入費用は、その非常用食料品を所定の場所に配備した日を含む事業年度の損金の額に算入することができるものと思われます。

